愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表(平成30年7月30日改正)

新 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 (会議) (会議) 第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣|第4条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣 浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所(以下「基幹的保健所等」とい 浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所(以下「基幹的保健所等」とい う。) の長(名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長)が、別 う。) の長(名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長) が、別 表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招 表2に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催 する。 集することにより開催する。 2 略 2 略 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。